

# 滝沢市避難行動要支援者支援計画

～避難行動要支援者の見守り・避難支援プラン～

令和6年12月改定

滝 沢 市

# 目次

第1章 基本的な考え方	3
1 目的	
2 計画の構成	
3 自助、共助、公助の考え方	
4 善意の支援の考え方	
5 計画の期間及び見直し	
第2章 避難支援等関係者の役割分担	5
1 避難支援等関係者	
2 市の役割	
3 自治会、自主防災組織の役割	
4 民生委員・児童委員の役割	
5 地域包括支援センターの役割	
6 社会福祉協議会の役割	
7 消防署、消防団の役割	
8 警察署の役割	
9 その他避難支援等の実施に携わる関係者の役割	
第3章 避難行動要支援者情報の把握・共有	7
1 避難行動要支援者名簿の作成	
2 避難行動要支援者台帳登録制度の対象者	
3 避難行動要支援者情報の収集方法	
4 避難行動要支援者名簿の更新	
5 避難行動要支援者名簿の提供	
6 避難行動要支援者名簿の適正管理	
第4章 個別計画	9
1 個別避難計画書の作成	
2 個別避難計画書の内容	

3 個別避難計画書の共有	
4 個別避難計画書の適正管理	
第5章 平常時の支援等	10
第6章 災害時の支援等	10
1 災害発生時の情報伝達および情報入手	
2 災害発生時の避難誘導	
3 災害発生時の安否確認	
4 避難支援等関係者の安全確保	
第7章 避難所における支援等	11
1 避難行動要支援者の把握	
2 福祉避難所の確保	

## 第1章 基本的な考え方

### 1 目的

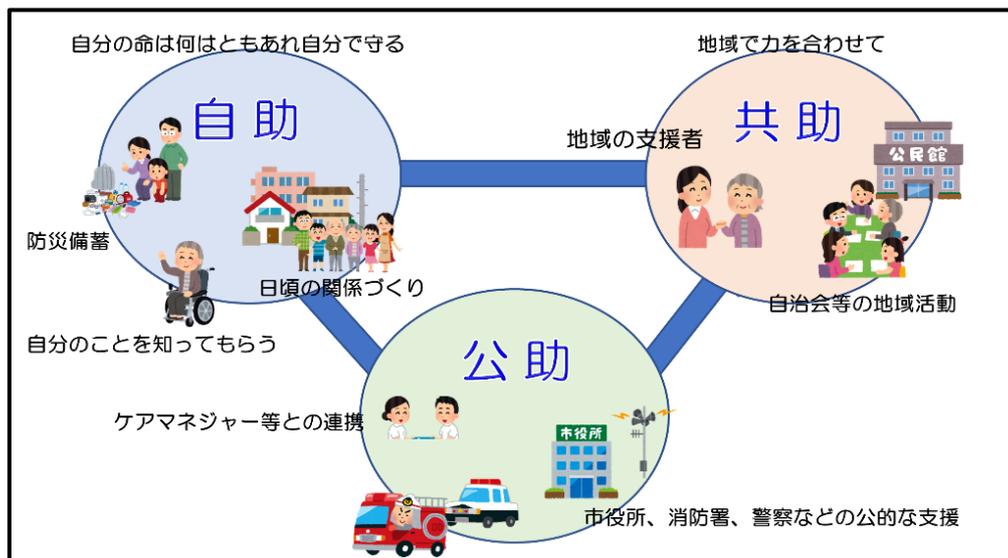
本計画は、避難行動要支援者台帳に登録された方の平常時の支援と災害時の支援を円滑に行うことを目的として策定します。なお、本計画は滝沢市地域防災計画の「災害予防計画」に係る部門別計画であり、避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画、個別計画)として策定します。

### 2 計画の構成

本計画を避難行動要支援者への支援についての基本方針を定めた全体計画とし、避難行動要支援者ごとに必要に応じて作成する個別避難計画を個別計画としています。

### 3 自助、共助、公助の考え方

災害時には、一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という意識のもとに行う「自助」、近隣による安否確認や避難支援等の地域による助け合いである「共助」、行政機関が災害対策や支援を円滑に行うための施策の実施による「公助」の連携が必要不可欠です。



避難行動要支援者の避難支援については、「自助」と「共助」が極めて重要となります。

市は、避難行動要支援者の「自助」と「共助」を基本とした上で、避難行動要支援者

台帳登録制度により避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供・情報共有することで、地域と市が連携し「公助」として避難支援体制の整備を目指します。

#### 4 善意の支援の考え方

地域の協力や支援は、日頃の近所付き合いの中における善意の支援を基本として行うものであり、避難行動要支援者の安全に対して責任を負うものではありません。

#### 5 計画の期間及び見直し

本計画は、上位計画である「滝沢市地域防災計画」との整合を図り、策定の日から計画を開始するとともに、永続的な行動計画の性格を有していることから終期は定めないものとします。

なお、計画の遂行中に不都合が生じた場合や、法律・制度などの環境の変化に柔軟に対応できるよう、計画の見直しの時期は限定せず、必要に応じて随時見直すものとします。

## 第2章 避難支援等関係者の役割分担

### 1 避難支援等関係者

避難支援等関係者となる者は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、消防署、消防団、警察署です。

また、上記のほか、社会福祉施設、福祉サービス事業所、高齢者や障がい者等の団体、地域の支援者などがその他避難支援等の実施に携わる関係者となります。

以下に、それぞれが担う役割の一例を記載します。

### 2 市の役割

- (1) 避難行動要支援者の把握
- (2) 避難行動要支援者支援計画の周知・啓発
- (3) 災害や避難に関する情報伝達体制の整備
- (4) 避難支援等関係者との協力関係の構築及び連絡調整
- (5) 避難行動要支援者台帳登録制度の周知及び登録促進
- (6) 避難行動要支援者名簿の整備及び避難支援等関係者との情報共有
- (7) 個別避難計画書の作成について周知及び作成支援
- (8) 指定避難所・福祉避難所の設置

### 3 自治会、自主防災組織の役割

- (1) 避難行動要支援者の把握及び調査協力
- (2) 避難行動要支援者台帳登録制度の周知及び登録促進
- (3) 個別避難計画書の作成・更新作業への協力・援助
- (4) 地域の支援体制の構築及び避難訓練等の実施
- (5) 避難行動要支援者に対する地域支援者の構築
- (6) 避難行動要支援者に対する日頃の見守り支援
- (7) 避難所の運営支援
- (8) 災害発生時における避難状況の確認や安否確認

### 4 民生委員・児童委員の役割

- (1) 避難行動要支援者の把握及び調査協力

- (2)避難行動要支援者台帳登録制度の周知及び登録促進
- (3)個別避難計画書の作成・更新作業への協力・援助
- (4)自治会、自主防災組織が行う地域支援者構築への協力
- (5)避難行動要支援者に対する日頃の見守り支援
- (6)災害発生時における福祉マップを活用した避難状況の確認及び安否確認

#### 5 地域包括支援センターの役割

- (1)高齢者への避難行動要支援者台帳登録制度の周知及び登録促進
- (2)高齢者の個別避難計画書の作成・更新作業への協力・援助
- (3)避難行動要支援者に対する日頃の見守り支援

#### 6 社会福祉協議会の役割

- (1)避難行動要支援者台帳登録制度の周知及び登録促進
- (2)個別避難計画書の作成・更新作業への協力・援助
- (3)地域支援者の構築についての研修や情報提供
- (4)災害時のボランティア支援

#### 7 消防署、消防団の役割

- (1)災害発生時の避難行動要支援者の安否確認への協力
- (2)災害発生時の避難行動要支援者の避難支援又は救助

#### 8 警察署の役割

- (1)避難行動要支援者に対する日頃の見守り支援への協力
- (2)災害発生時の避難行動要支援者の安否確認への協力

#### 9 その他避難支援等の実施に携わる関係者の役割

- (1)避難行動要支援者に対する日頃の見守り支援
- (2)災害発生時の避難行動要支援者の安否確認
- (3)災害発生時の避難行動要支援者の避難支援

### 第3章 避難行動要支援者情報の把握・共有

#### 1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、滝沢市地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握するために、避難行動要支援者台帳登録制度により避難行動要支援者名簿を作成します。

#### 2 避難行動要支援者台帳登録制度の対象者

対象者は、市内に住所を有する者であって在宅で生活している者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自分や家族の力だけでは避難が困難であり支援を要する者で、次の要件に該当する者としてします。

- ① 要介護3から5までの認定を受けている者
  - ② 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の項目に該当する者
    - ・ 肢体不自由(1種1級または2級)
    - ・ 視覚障がい(1種1級または2級)
    - ・ 聴覚障がい(1種2級)
  - ③ 療育手帳の交付を受けている者
  - ④ 65歳以上の者のみで構成される高齢者世帯の構成員
  - ⑤ その他支援を必要とする者で市長が認める者
- ※ ①～④を第1次対象者とし、⑤を第2次対象者としてします。

#### 3 避難行動要支援者情報の収集方法

避難行動要支援者台帳への登録は本人または家族の書面での申し出によります。登録申込書は個人情報の提供に関する同意書を兼ねるものであり、登録申込書の提出をもって、避難支援等の実施のため、届け出の個人情報を避難支援等関係者へ提供することについての同意を得るものです。

市は、広報等により制度の周知を図るとともに、第1次対象者に対して郵送等の方法で登録案内を行います。また、第2次対象者の登録申請及び登録内容変更申請は市役所窓口にて受付します。

民生委員は、避難行動要支援者として登録が必要と思われる方に対して登録案内を行います。

#### 4 避難行動要支援者名簿の更新

災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、市は名簿の更新を年一回以上行います。

#### 5 避難行動要支援者名簿の提供

避難行動要支援者名簿は、滝沢市地域防災計画に定める避難支援等関係者に提供します。なお、避難支援等関係者に提供する情報は、担当する地域の避難行動要支援者の情報に限ります。

提供する場合には、直接手交とし、旧名簿を回収し新しい名簿を提供します。また、民生委員・児童委員には対象者の異動や状況の変化を把握した場合、地区定例会議等において情報を提供します。

#### 6 避難行動要支援者名簿の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置として、電子媒体で管理する場合はパスワードにより情報管理します。また、市及び名簿の提供を受けた者は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等に対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑に行うため、名簿の適正管理に努めます。

- ①名簿の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外で名簿を利用し、又は当該避難支援等関係者以外に提供してはいけません。
- ②名簿の提供を受けた者は、施錠可能な場所に名簿を保管するなど、情報の漏洩、紛失、改ざん及び毀損の防止に必要な措置を講じ、厳重に管理するものとします。
- ③名簿の提供を受けた者は、名簿の提供を受ける必要がなくなったときには、速やかに市に名簿を返却するものとします。

## 第4章 個別計画

### 1 個別避難計画書の作成

避難行動要支援者は、災害時における避難支援等関係者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者ごとに具体的な避難方法や支援内容を記載する個別避難計画書の作成に努めるものとします。

市は、避難支援等関係者やその他避難支援等の実施に携わる関係者と連携し、個別避難計画書の作成を支援するものとします。

### 2 個別避難計画書の内容

個別避難計画書の内容は、避難行動要支援者やその家族、避難支援等関係者、その他避難支援等の実施に携わる関係者が確認した内容を記載するものとします。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①避難行動要支援者の情報(氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、世帯情報、福祉情報、配慮事項、緊急連絡先、関係機関)</li><li>②避難場所、避難経路、避難経路における留意事項等</li><li>③避難支援者</li><li>④計画作成支援者、計画書の共有先</li><li>⑤その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項</li></ul> |
|---|

### 3 個別避難計画書の共有

個別避難計画書は、作成後市に提出するものとします。提出を受けた市は、原本を保管し、写しを自治会、避難支援者、計画作成者が共有を希望する関係者と共有するものとします。

なお、個別避難計画書の提供を受けた者は、災害時において避難行動要支援者の生命又は身体を守るために必要かつ緊急を要する場合、避難支援等関係者と情報を共有できるものとします。

### 4 個別避難計画書の適正管理

市及び個別避難計画書の提供を受けた者は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等に対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑に行うため、情報の適正管理に努めるものとします。

## 第5章 平常時の支援等

避難支援等関係者は、災害時のみならず平常時においても、それぞれの役割において関係者と連携・協働し、避難行動要支援者の支援に努めるものとします。

また、避難行動要支援者名簿や個別避難計画書の情報は、日頃の見守り支援等を行う際に、避難支援等関係者が保有する情報と併せて活用できるものとします。

## 第6章 災害時の支援等

### 1 災害発生時の情報伝達及び情報入手

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においては、防災行政無線等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに地域住民等への周知徹底を図ります。

また、避難行動要支援者及び避難支援等関係者は市からの情報を確実に入手できる手段を、平時から複数確保しておくよう努めるものとします。

### 2 災害発生時の避難誘導

災害等発生直後の避難行動要支援者の救助や避難誘導は、地域における住民の協力による方法が効果的と考えられることから、あらかじめ個別避難計画書で定めた避難支援関係者が協力しながら行うものとします。

### 3 災害発生時の安否確認

安否確認については、災害発生時の情報伝達や避難誘導を行うことで確認するものとしますが、さらに避難行動要支援者名簿に基づき、避難所等において避難行動要支援者の把握に努めるものとします。

### 4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援はあくまでも「共助」の活動であり、避難支援等関係者は避難行動要支援者に対する避難支援について法的な責任や義務を負うものではありません。避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を最優先にし、可能な範囲で避難支援を実施するものとします。

## 第7章 避難所における支援等

### 1 避難行動要支援者の把握

指定避難所では、自治会、自主防災組織及び民生委員等が連携して、避難行動要支援者名簿に基づき、避難所等において避難行動要支援者の把握に努めるものとします。

### 2 福祉避難所の確保

市は、指定避難所では長期間の避難所生活を送ることが困難な避難行動要支援者等を受け入れるために、市内の福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所の確保に努めるものとします。